

別表		別表	
項	機 械 等	項	機 械 等
1	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一、五十一 (略) 五十二・五十三 (略) (削る) 五十四 (略) (削る) 五十五 (略) (削る) 五十六 (略) (削る) (削る) 五十七・五十九 (略) (削る) (削る) 六十・八十六 (略)	1	主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの 一、五十一 (略) 五十二 ビデオ軟性尿管鏡 五十三・五十四 (略) 五十五 ビデオ軟性尿管用喉頭鏡 五十六 (略) 五十七 ビデオ軟性上顎洞鏡 五十八 (略) 五十九 ビデオ軟性尿道鏡 六十 (略) 六十一 ビデオ軟性鼻腔鏡 六十二 ビデオ軟性副鼻腔鏡 六十三・六十五 (略) 六十六 ビデオ軟性鼻咽喉鏡 六十七 ビデオ軟性クルドスコープ 六十八・九十四 (略)
5	(略)	5	(略)

改正後

改正前

○厚生労働省告示第百六十六号
 租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第六條の四第一項第一号及び第七項並びに第二十八條の十第一項第一号及び第七項の規定に基づき、租税特別措置法第十二條の二第一項及び第四十五條の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件(平成三十一年厚生労働省告示第百四十八号)の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。
 令和五年三月三十一日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 (傍線部分は改正部分)

